

特記仕様書 (下記 ● の表示は本工事に適用する。)		9. 組積工事		17. 建具工事																
1. 一般共通事項	● 本工事は当特記仕様書及び図面により施工すること 記載なき事項は国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書(以下共仕という)」の該当各項を適用する	○ 普通コンクリートブロックは()種とする。	10. 防水工事	○ サッシメーカー : 指定なし	● サッシメーカー : 指定なし															
	● 図面、仕様書等が相違する場合の優先順位は下記の通りとする	○ 軽量コンクリートブロックは()種とする。		● シャッターメーカー : 指定なし	● シャッターメーカー : 指定なし															
	1. 現場説明書	○ 鉄筋は縦、横共D10 ㊥400とし、端部はI-D13とする。		● カラーアルミは電解着色とし、各出入口戸はマスターキー付とする。(但し既存利用の場合は不要)	● カラーアルミは電解着色とし、各出入口戸はマスターキー付とする。(但し既存利用の場合は不要)															
	2. 疑応答書	○ A L CパネルはJIS A5416規格品とし、メーカーの責任施工とする。		● 建具表記入寸法については、必ず現場当たりとする。	● 建具表記入寸法については、必ず現場当たりとする。															
	3. 特記仕様書	1、メーカー :		● 木製建具の硝子取付は押縁式とし、猿ぼ面取ステンレスビス止めとする。	● 木製建具の硝子取付は押縁式とし、猿ぼ面取ステンレスビス止めとする。															
	4. 内訳書	○ A L Cパネル外部廻りのシーリング材はA L Cパネル製造所の指定品とする		● シーリング材は、弾性2成分型(ポリサルファイド系)を使用すること	● シーリング材は、弾性2成分型(ポリサルファイド系)を使用すること															
	● 本工事に関する下記の書類を整備し各2部提出すること	○ 保証書については、請負業者、施工者、共同組合の連名による(10)年の保証書を提出する。		18. 硝子工事	● 出入口、Fix部等は原則としてシーリング材を使用すること	● 出入口、Fix部等は原則としてシーリング材を使用すること														
	1. 施工計画書	○ アスファルト防水及びシート防水の端部はアルミPL等で押えること			● 外壁サッシの硝子は、2成分型ポリサルファイド系シーリング材とする	● 外壁サッシの硝子は、2成分型ポリサルファイド系シーリング材とする														
	2. 工程表	○ 各階のコンクリート打継目地はポリサルファイド系シーリング材を充填すること			19. 塗装工事	● 塗装の路号及び塗回数は下記による。尚、塗工程は共仕による。 ● 環境配慮型塗料使用のこと(F☆☆☆☆) ● OP : 油性調合ペイント 素地ごしらえの上木部(2)回塗り、 鉄部()回塗りとする。ボード面はローラー仕上げとする ○ FP : フタル酸樹脂エナメル 素地ごしらえの上()回塗り ● VP : ビニール系エナメル 素地ごしらえの上(2)回塗り ● GL : クリヤラッカー 素地ごしらえの上(2)回塗り ● AEP : 合成樹脂エマルジョンペイント素地ごしらえの上()回塗り ○ OS : オイルステイン 素地ごしらえの上()回塗り ○ LG : ウレタン樹脂ワニス 素地ごしらえの上(3)回塗り ○ OSGL : オイルステインクリヤラッカー素地ごしらえの上()回塗り ○ OX : ワックス磨き ○ 弾性吹付タイル: 防水型使用 ○ アクリルシリコン系吹付 : 防水型使用 ジョリパット	● 塗装の路号及び塗回数は下記による。尚、塗工程は共仕による。 ● 環境配慮型塗料使用のこと(F☆☆☆☆) ● OP : 油性調合ペイント 素地ごしらえの上木部(2)回塗り、 鉄部()回塗りとする。ボード面はローラー仕上げとする ○ FP : フタル酸樹脂エナメル 素地ごしらえの上()回塗り ● VP : ビニール系エナメル 素地ごしらえの上(2)回塗り ● GL : クリヤラッカー 素地ごしらえの上(2)回塗り ● AEP : 合成樹脂エマルジョンペイント素地ごしらえの上()回塗り ○ OS : オイルステイン 素地ごしらえの上()回塗り ○ LG : ウレタン樹脂ワニス 素地ごしらえの上(3)回塗り ○ OSGL : オイルステインクリヤラッカー素地ごしらえの上()回塗り ○ OX : ワックス磨き ○ 弾性吹付タイル: 防水型使用 ○ アクリルシリコン系吹付 : 防水型使用 ジョリパット													
	3. 工事下請業者名簿 : 連絡先、代表者、登録番号等記入	○ 伸縮目地は、共仕(9.1.4)又は係員の承認を得て既製品を使用することができる					○ 外部貫通部及び雨水の浸入の恐れのある箇所にはシーリング材を充填すること	○ 床シート 塩ビ系 (仕上表による)とする。												
4. 工事写真 : カラーサービス版、必要事項記入	○ 漏水試験 : 屋内については水張り試験を行う。	● 外部取合コーキングは(変成シリコンシーラント)とする。	● 巾木 塩ビ系 (加工室内は原則半径50mmのR加工とし、その他は高さ60ミリ)とする。																	
5. 工事日報 : 出面、天候、気温等記入	○ 構造スリット 内外共ポリサルファイド系シーリング材とする	○ 天然大理石 t11	○ タタミは(化学量)とし、畳床の防虫処理は防虫加工紙を使用してもよい																	
6. 完成写真 : カラー写真、内部(30)箇所、外部(4)箇所	○ 施工中は進展状態等を係員まで定期的に報告すること	○ 御影石	○ 天然木化粧複合フローリング張り: 樹種(ナラ、ブナ F☆☆☆☆品以上)とする。																	
7. 各種試験表 : アルバム綴じ。(2)部 JPEG (2)部	● 共仕仕様書に記載されていない特別な工法は、係員の承認を受けて、当該製品の指定工法による。	11. 石工事	○ カーパーペット ()円/m2																	
8. 施工図	● 工事に起因する敷地、隣地、隣家、道路及び水路等の維持、管理及び補償等は請負業者の責任とする。特に電波障害については、専門業者による調査を行い、請負業者の負担にて対応すること。		12. タイル工事				● クロス (F☆☆☆☆品以上とし、不燃材とする。)													
9. その他 : 見本と共に提出し承認を得て工事に着手すること : 現場管理者(以下係員という)の指示による	● 工事完了後、工事完成報告書(A4版金文字黒表紙製本)を提出すること 工事完成報告書には、目録、業者リスト、工程表、竣工図等関係書類を綴り込む						● タイルの種類及びメーカーは下記による。工法は原則として圧着張りとする。	○ 壁紙 (F☆☆☆☆品以上とし、価格は ¥ /												
○ 工事中は進展状態等を係員まで定期的に報告すること	○ 工事に支障をきたす恐れのある地下埋設物等の除去は原則として本工事に含むものとする			○ 天然大理石 t11			● 使用合板は全て ・T1 ・T2 とする。													
○ 工事に必要な官公署への手続きは、工程の遅れの原因とならぬ様、速やかに行う。	● 建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等品以上とする。 ただし、同等以上とする場合は係員の承認を受ける			○ 御影石			20. 内装工事	● 取付家具類: 施工図を提出し係員の承認を得て制作及び取付をする 側及び天井等は原則としてフラッシュ式とする。 ○ かつみマット ()とする。 ○ 室名札 ()とする。 ○ 天井見切: 吸音テックス等天井材とモルタル又はプラスター塗り壁取合せ部には塩ビコーナービードを使用する。 ● 天井点検口: 材種 アルミニウム寸法 (450x450) ○ 床下点検口: 材種 アルミニウム寸法 (450x450) ○ 郵便受 : () ● クーラースリーブ: V Pカバー付 ()ヶ所 ○ 配管スリーブ 1 スパン当たり2箇所 φ150 ● 設備配管用 躯体貫通穴は設備工事とする ● 外部サイン工事(仕様書又は設計図書による)												
○ 共通仕様書に記載されていない特別な工法は、係員の承認を受けて、当該製品の指定工法による。	● 工事に起因する敷地、隣地、隣家、道路及び水路等の維持、管理及び補償等は請負業者の責任とする。特に電波障害については、専門業者による調査を行い、請負業者の負担にて対応すること。			○ 天然大理石 t11	21. 雑工事	● 取付家具類: 施工図を提出し係員の承認を得て制作及び取付をする 側及び天井等は原則としてフラッシュ式とする。 ○ かつみマット ()とする。 ○ 室名札 ()とする。 ○ 天井見切: 吸音テックス等天井材とモルタル又はプラスター塗り壁取合せ部には塩ビコーナービードを使用する。 ● 天井点検口: 材種 アルミニウム寸法 (450x450) ○ 床下点検口: 材種 アルミニウム寸法 (450x450) ○ 郵便受 : () ● クーラースリーブ: V Pカバー付 ()ヶ所 ○ 配管スリーブ 1 スパン当たり2箇所 φ150 ● 設備配管用 躯体貫通穴は設備工事とする ● 外部サイン工事(仕様書又は設計図書による)														
● 工事完了後、工事完成報告書(A4版金文字黒表紙製本)を提出すること 工事完成報告書には、目録、業者リスト、工程表、竣工図等関係書類を綴り込む	○ 工事に支障をきたす恐れのある地下埋設物等の除去は原則として本工事に含むものとする			○ 御影石					22. 外構工事	● 外構図による										
○ 現場管理者(以下係員という)の指示による	● 建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等品以上とする。 ただし、同等以上とする場合は係員の承認を受ける			○ 御影石							23. 其の他の工事	● 工事施工に当たり、A3縮小サイズの製本を2冊作成すること ● 工事完了後、竣工図として、A3縮小サイズの製本を2冊作成すること ● 竣工写真 各室2枚程度を撮影する事(アルバム2冊・JPEGデーターCD2枚)提出								
○ 現場管理者(以下係員という)の指示による	● 共仕仕様書に記載されていない特別な工法は、係員の承認を受けて、当該製品の指定工法による。			○ 御影石									24. 別途工事	○ C T室シールド工事						
○ 現場管理者(以下係員という)の指示による	● 工事に起因する敷地、隣地、隣家、道路及び水路等の維持、管理及び補償等は請負業者の責任とする。特に電波障害については、専門業者による調査を行い、請負業者の負担にて対応すること。			○ 御影石											25. 注意事項	● 見積書の提出後に、工期変更及び物価上昇等による金額変更は承認しない ● 請負契約後に、工期変更及び物価上昇等による金額変更は承認しない				
○ 現場管理者(以下係員という)の指示による	● 工事完了後、工事完成報告書(A4版金文字黒表紙製本)を提出すること 工事完成報告書には、目録、業者リスト、工程表、竣工図等関係書類を綴り込む	○ 御影石		25. 注意事項													● 見積書の提出後に、工期変更及び物価上昇等による金額変更は承認しない ● 請負契約後に、工期変更及び物価上昇等による金額変更は承認しない			
○ 現場管理者(以下係員という)の指示による	○ 工事に支障をきたす恐れのある地下埋設物等の除去は原則として本工事に含むものとする	○ 御影石	25. 注意事項															● 見積書の提出後に、工期変更及び物価上昇等による金額変更は承認しない ● 請負契約後に、工期変更及び物価上昇等による金額変更は承認しない		
○ 現場管理者(以下係員という)の指示による	● 建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等品以上とする。 ただし、同等以上とする場合は係員の承認を受ける	○ 御影石																	25. 注意事項	● 見積書の提出後に、工期変更及び物価上昇等による金額変更は承認しない ● 請負契約後に、工期変更及び物価上昇等による金額変更は承認しない
○ 現場管理者(以下係員という)の指示による	● 共仕仕様書に記載されていない特別な工法は、係員の承認を受けて、当該製品の指定工法による。	○ 御影石																		
○ 現場管理者(以下係員という)の指示による	● 工事に起因する敷地、隣地、隣家、道路及び水路等の維持、管理及び補償等は請負業者の責任とする。特に電波障害については、専門業者による調査を行い、請負業者の負担にて対応すること。	○ 御影石					25. 注意事項	● 見積書の提出後に、工期変更及び物価上昇等による金額変更は承認しない ● 請負契約後に、工期変更及び物価上昇等による金額変更は承認しない												